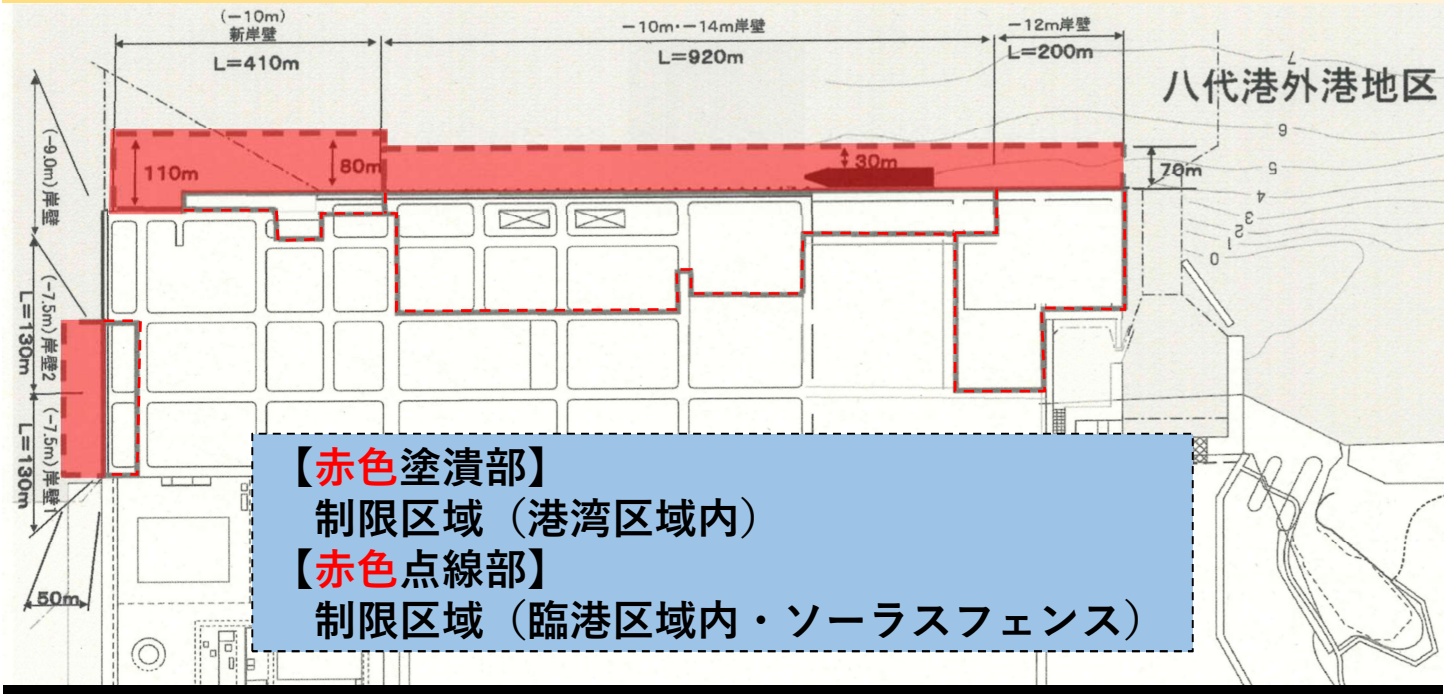
令和４年11月29日

◆◆お知らせ◆◆

制限区域へ進入してはいけません！

八代港の一部区域には、熊本県港湾管理条例で制限区域が設定されているため、正当な理由なく制限区域に立ち入り、又は車両若しくは船舶を進入させてはなりません！

下図により制限区域を十分確認し、事前に許可を受けている場合を除き、同区域には立ち入らないようお願いします。



港則法の遵守をお願いします！

八代港は、港則法で特定港に指定されており、港内においては、船舶交通の妨となる漁ろう活動が制限されております。

《港則法第３５条》

船舶交通の妨となる虞のある港内の場所においては、みだりに漁ろうをしてはならない。

《港則法第５４条》

第３５条の規定の違反となるような行為をした者は、３０万円以下の罰金又は科料に処する。

●お問い合わせ先

八代港管理事務所
電話：0965-37-0338

八代海上保安署
電話：0965-34-1477